

平成30年度 第1四半期 指摘事項一覧

原子力事業所又は原子力施設名: 四国電力(株) 伊方発電所

作成責任者 統括原子力運転検査官 鶴園 和男

| 番号 | 指摘日 | 事務所 担当者 | 事業者 対応者 | 指摘(要旨) | 事業者 回答日 | 事業者の 処置状況 |
|----|------------|------------|------------------|---|------------|--|
| 1 | 平成30年6月5日 | 鶴園、反町 | 原子炉主任技術者他 | <p>平成30年4月3日に発生したフォークリフト火災時において、統括管理者が発電所内に不在だったため、自衛消防組織の消防班長である防災課長が火災発生時の自衛消防隊の出動指示等、自衛消防組織の指揮を執り、状況を統括管理者に連絡した。</p> <p>伊方発電所の火災防護計画等内規類には、統括管理者不在時の対応について具体的な定めがなく、統括管理者の職務権限の委譲が不明確な状況となっており、統括管理者不在時の対応について明確にするよう指摘した。</p> | 平成30年6月27日 | <p>火災防護計画の発電所長の職務に、「防火・防災管理者および統括管理者の代行者を定め、防火・防災管理者または統括管理者が不在の場合その代行者に業務を行わせる。」ことを追記した。 (平成30年6月26日に改正済)</p> |
| 2 | 平成30年6月5日 | 鶴園、反町 | 原子炉主任技術者他 | <p>自衛消防組織を置いたとき(変更したとき)は遅滞なく自衛消防組織の要員の現況等を所轄の消防長に届け出る必要があるが、平成30年4月1日の人事異動に伴う自衛消防組織の変更届の提出が平成30年5月23日まで行われなかったことから組織の変更があった場合、遅滞なく届け出るよう指摘した。</p> | 平成30年6月27日 | <p>火災防護計画の発電所長の職務に「防火・防災管理者、統括管理者およびその代行者に変更がある場合には、遅滞なく消防機関に届け出る。」旨を追記した。 (平成30年6月26日に改正済)</p> <p>また、主任技術者等選任状況一覧表に、統括管理者および統括管理者の代行者を追加し、発電所として人事異動等に伴う配置変更が確認できることとした。 (平成30年6月25日に反映済)</p> |
| 3 | 平成30年6月20日 | 鶴園 | 発電所長 炉主任 等 | <p>四国電力(株)伊方発電所における平成29年度安全文化醸成活動の実施状況を踏まえ、当事務所より取組要請事項に係る指導文書を発出した。</p> | 平成30年6月20日 | <p>取組要請事項を平成30年度安全文化醸成活動に反映することとする。</p> |